

教育における「ゼロ」トレランス

井上惠美子

基調報告にあるように、「寛容」と「不寛容」は長い歴史の中でせめぎ合い、そして「和解」のために、試行錯誤を繰り返し多大な犠牲を伴いながらも、人類は不斷の努力をしてきました。

ところが、近年、「ゼロトレランス(zero-tolerance)」と銘打った動きが学校教育現場でみられます。

「ゼロトレランス方式」とは、「(1990年代) クリントン政権以来、米国の学校現場に導入されている教育理念及び教育実践を表現したもので、学校規律の違反行為に対するペナルティーの適用を基準化し、これを厳格に適用することで学校規律の維持を図ろうとする考え方」¹ (カッコ内は筆者) です。

日本では、ゼロトレランスが「規律指導」² 「毅然たる対応方式」などと訳され、イジメ「克服」のための対処法と位置づけられ、導入されるようになりました。さらに、「相次いだ児童生徒による重大な問題行動等への対応の充実を図る」ために、2005年9月に文部科学省が公表した「新・児童生徒の問題行動

対策重点プログラム」にこのゼロトレランス方式が盛り込まれ、全国に広がっています。

教育問題への対処方法の一つであるとはい、「軽微な違反行為を放置すればより重大な違反行為に発展するという『破れ窓理論』」³に依拠したこの方式では、子どもたちは自分達が納得して決めたのではない詳細な規則に縛られ、厳罰に処せられることを従順に受け入れさせられます。まさに子どもたちを文句も言わずに従う奴隸を生産する「教育工場」⁴に学校を変質させる方式です。

2006年12月に全面改訂された教育基本法では、「男女の平等」も含めた様々な課題のための「態度を養う」ことに、教育の「目標」を矮小化しています。外見的な態度・規範だけに着目している点で、ゼロトレランス方式と軌を一にしているといえます。「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育」をめざしたそれ以前の教育基本法(1947年制定)とは雲泥の差があります。

今日の先行きの見えない社会を反映して、現在の教育・学校も多くの困難を抱えています。それに向かう時に、今ほど「寛容」と「和解」が求められている時はありません。

¹ 坪田眞明(児童生徒課長)「『ゼロトレランス方式』について」文部科学省初等中等教育局児童生徒課『生徒指導メールマガジン』第16号、2006年1月、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/magazine/6062901.htm#1。

² 加藤十八『いじめ栄えて国亡ぶ—教育再生の鍵はゼロトレランスにあり』幸福の科学出版、2009年。著者は、管理主義教育の先進地である愛知県の、しかも管理主義教育の筆頭である県立東郷高校で教頭を務め、同県の管理主義教育を先頭に立って推進した人物であり、近年の日本の「ゼロトレランス」方式推進者の代表者の一人です。

なお、同氏の『ゼロトレランス 規範意識をどう育てるか』(学事出版、2006年)には、2000年代前半に日本中を席巻したジェンダーパッキングの首謀者の一人である八木秀次(日本教育再生機構理事長)等との鼎談が掲載されています。

³ 前掲「『ゼロトレランス方式』について」。

⁴ 「西の愛知、東の千葉」といわれていた管理主義教育についての「生徒の生活と行動が『校則』によってコトこまく定められ、その執行が教員によってきびしく指導、監視されていた80年代の公立学校の実態」を詳細に調査した鎌田慧は『教育工場の子どもたち』(岩波書店、1984年)とのタイトルをつけて公刊しました。